

“自分”の避難計画を作ろう！



個別避難計画[〽]を作成しませんか？

個別避難計画とは？

避難行動要支援者の個別避難計画とは、災害時に安全に避難するために、「✓ 逃げる場所 ✓ 逃げるタイミング ✓ 手伝ってくれる人 ✓ 用意しておくもの」などを、あらかじめ一人ひとりについて決めておくものです。この計画は、忠岡町と関係機関で共有します。

忠岡町の避難行動要支援者とは？

対象者

- 要介護認定3以上の方
- 身体障害者手帳1・2級の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 療育手帳A判定の方
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方(独居高齢者含む)
- 難病患者の方
- 乳幼児がいるひとり親世帯の方
- 妊産婦の方

対象者のなかで、災害時に自力で避難することが困難な方のことです。

なぜつくるの？

- ・近年の災害では、ご高齢の方や障がいのある方など、支援が必要な方が被害を受けやすい傾向があります。
- ・いざというときに備え、「どこに避難するか」「誰と避難するか」などをあらかじめ考えておくことが、あなたと大切な人の命を守るために重要です。

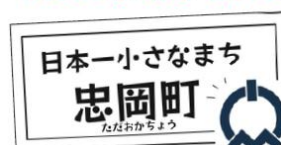
一人で逃げたら作らなくて良いの？

- ・個別避難計画を作成し、町へ提出いただく必要はありませんが、自分や大切な人の命を守るため、災害時にあわてないために、日頃から「どこに逃げるか」「どんな時に逃げるか」「普段から何を準備しておくか」などを、考えておきましょう。

町に提出するの？

- ・個別避難計画については、災害時に一人で避難することが困難な方のスムーズな避難支援につなげるため、提出をお願いします。避難に必要な最低限の情報を、関係機関に共有します。

みんなが助かるために考えよう！



せやなっ！

詳細は
ホームページへ！



個別避難計画の問い合わせ先



忠岡町役場町長公室自治防災課
電話：0725-22-1122
メール：tadaokajichi@town-tadaoka.jp
住所：泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

